

## お知らせ

### 軽自動車税と自動車税の納期限は5月31日(金)です

平成25年度軽自動車税と自動車税の納税通知書が5月中旬に発送されますので、納期限までに納税されまじようお願いします。

口座振替をご利用の方は、あらかじめ残高をご確認ください。

納税通知書がお手元に届きましたら、開封のうえ、内容をご確認いただき、間違いや不明な点等お気づきの際には、お問い合わせください。

### 軽自動車税に関するお問い合わせ

市役所税務課市民係  
☎63-5110

または、各支所・各行政サービスセンター税務窓口

### 【コンビニ納税ができます】

平成25年度より、全国の主なコンビニエンスストアで軽自動車税が納税できるようになりました。(ただし、6月1日以降は利用できません。)

### 自動車税に関するお問い合わせ

佐渡地域振興局県税部収税課  
☎74-3310

納税通知書に記載されている金融機関やコンビニエンスストア、地域振興局県税部窓口等でお早めに納税してください。

### 【クレジットカード納税ができます】

インターネット(Yahoo! 金支払い)を利用してクレジットカードで自動車税が納税できるようになりました。(VISA、Master Card、JCB、ダイナース、American Expressのロゴのあるものに限りです。) ※ただし、コンビニエンスストアおよびクレジットカードでの納税は6月1日以降は利用できません。詳しくは新潟県税務広報ホームページ「県税の窓口」(<http://www.pref.niigata.lg.jp/zeimu/>)をご覧ください。

### 消防団員を募集しています

佐渡市では、消防団への入団者を募集しています。

消防団は、普段は自分の職業や学業を持ちながら、平常時には地域の防火・防災の担い手として、また、災害発生時には、消火・警戒などの消防活動を行い、地域の防災リーダーとしての役割を担っています。

近年、消防団員数は減少傾向にあり、高齢化も進んでいることから、将来の担い手となる若い団員の確保

に取り組んでいます。

消防団員の身分は、特別職の公務員です。

入団資格は、年齢18歳以上で佐渡市に居住している人ならば、男性でも女性でも入団できます。

入団のお申し込みについては、あなたが居住する行政区にある消防署まで、お気軽に連絡をしてください。**連絡先**

中央消防署 ☎51-0119  
両津消防署 ☎27-3555  
相川消防署 ☎74-3124  
南佐渡消防署 ☎88-3119

### 死亡した野鳥を見つけたら

(野鳥との接し方についてのお願)

### 野鳥との接し方について

不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとしたりすることは避けてください。

また、野鳥のふんが靴の裏や車両につくことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれる恐れがありますので、野鳥には近づきすぎないように注意してください。特に靴でふんを踏まないよう十分注意してください。

### 野鳥が死亡している場合は？

死亡した野鳥などには素手でさわらないようにし、佐渡地域振興局環境センターまたは市役所環境対策課・各支所・各行政サービスセンターまでご連絡ください。

### 野鳥などの野生動物の排泄物などに触れてしまった場合は？

日常生活において野鳥など野生動物の排泄物などに触れてしまった場合は、殺菌効果のある石けんで手洗いをを行うとともにうがいを行ってください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察などの通常の接し方では人に感染しないと考えられています。過度に心配する必要はありませんので、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いします。

### お問い合わせ

佐渡地域振興局環境センター  
環境課 ☎74-3428  
市役所環境対策課  
☎63-3113

または市役所各支所・各行政サービスセンター